

賞与処理で「健康保険料」が0円で表示される場合の確認事項

以下の設定をご確認ください。

○健保賞与区分

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで、健保賞与区分が「0：計算不要」の場合は、健康保険料は計算されません。

健康保険料を計算させたい場合は、健保賞与区分を「1：計算する」に変更し、F12[登録]キーを押します。

社会保険	労働保険	住民税・通勤手当	給与
健康保険			
健康保険区分	01	標準健康保険区分	
健保証番号			
介護保険区分	1	対象	
健保賞与区分	1	計算する	
資格取得年月日		年	月 日
資格喪失年月日	令和	年	月 日
資格喪失原因	00	対象外	
健保適用判定区分	1	判定する	
介護適用判定区分	1	判定する	

【参考】

以下の設定が正しく設定されている場合は、生年月日から年齢を判定し、健康保険料を計算します。

※賞与の支給日が属する月の末日時点で75歳に達している場合は、健康保険料が計算されません。

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページで、生年月日が西暦、和暦を含めて正しく登録されている。
- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで、健保適用判定区分が「1：判定する」に設定されている。

○標準賞与限度額に達していないか

4月から支給された賞与の標準賞与額（支給額から千円未満を切り捨てた額）の累計が、すでに標準賞与限度額（573万円）を超えている場合は、今回の賞与で健康保険料は計算されません。

【参考】

今回の賞与で標準賞与限度額（573万円）に達する場合は、標準賞与限度額までは健康保険料が計算されます。

標準賞与限度額を超える分については、健康保険料が計算されません。

○社保報酬

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューで、項目種別に「賞与」を選択します。

[支給]ページで、支給項目の社保報酬がすべて「0：集計しない」の場合は、賞与の健康保険料は計算されません。

健康保険料を計算させたい場合は、必要な支給項目について、

社保報酬を「1：金銭」または「2：現物」に変更し、F12[登録]キーを押します。

項目種別		<input type="radio"/> 給与	<input checked="" type="radio"/> 賞与	
支給	支給内訳	控除	控除内訳	計算
	項目名	課税区分	社保報酬	
支給 1	基本賞与	1 課税	1 金銭	
支給 2	業績賞与	1 課税	1 金銭	
支給 3	奨励手当	1 課税	1 金銭	

○資格喪失

資格喪失している場合は、健康保険料は計算されません。

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページで、

資格喪失年月日が、賞与の支給日が属する月の末日時点より前の場合は、健康保険料は計算されません。

社会保険	労働保険	住民税・通勤手当	給与
健康保険			
健康保険区分	01	標準健康保険区分	
健保証番号			
介護保険区分	1	対象	
健保賞与区分	1	計算する	
資格取得年月日		年 月 日	
資格喪失年月日		令和 年 月 日	
資格喪失原因	00	対象外	
健保適用判定区分	1	判定する	
介護適用判定区分	1	判定する	

○保険料免除期間の賞与支給になっていないか

産前産後休業、育児休業、産後パパ育休で保険料が免除される月の場合は、健康保険料は計算されません。

■産前産後休業の場合

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[中途・区分]ページで、

【休職情報】を入力していて、休職事由が「産前産後休業」に設定されているかを確認します。

上記の場合、「休業終了日の翌日の属する月の前月まで」に支給される賞与の保険料は免除されるため、健康保険料は計算されません。

■育児休業または産後パパ育休の場合

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[中途・区分]ページで、

【休職情報】を入力していて、休職事由が「育児休業」に設定されているかを確認します。

上記の場合、「賞与支払月の末日が育児休業等期間中である場合」かつ「連続して1ヵ月超の育児休業等を取得している場合」に該当する際は、賞与の保険料は免除されるため、健康保険料は計算されません。

【参考】

育児休業や産後パパ育休を取得する場合の保険料免除の条件については[こちら](#)をご確認ください。

育児休業や産後パパ育休を取得した場合の保険料免除の事例は[こちら](#)をご確認ください。

【休職情報】	
休職開始年月日	年 月 日
休職終了予定日	年 月 日
休職終了年月日	年 月 日
休職事由	01 育児休業

『人事奉行』をあわせてご利用の場合は、『人事奉行』側の休職履歴情報（[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[休職]ページ）で、最新の履歴だけでなく、過去の履歴も含めてご確認ください。

【参考】

保険料の免除制度について（日本年金機構のホームページ）

- ・ [産前産後休業保険料免除制度について](#)
- ・ [育児休業保険料免除制度について](#)

以 上